

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和7年6月23日

香川県知事 殿

提出者

住 所 三豊市高瀬町下勝間653-1

氏 名 有限会社 大前土木造園

代表取締役 大前克行

電話番号 0875-72-3546



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	有限会社 大前土木造園 三豊市地内
事業場の所在地	〒767-0011 三豊市高瀬町下勝間653-1
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	建設業
② 事業の規模	工事完成高記入
③ 従業員数	16人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	現場→収集運搬業者・自社→中間処理→最終処理

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

社長→部長(1名)→課長(2名)→現場担当者(12名)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度(令和6年度)実績】								単位:t		
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	汚泥	廃プラスチック類	0	0	0			
	排出量	761.55	7.44	3.10	0.16	0.00	0.00	0.00			
(これまでに実施した取組)											
②計画	【目標】								単位:t		
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	汚泥	廃プラスチック類	0	0	0			
	排出量										
各現場で産業廃棄物の分別の徹底を行うことにより、搬出量を少なくする。											

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 各現場で種類ごとに分別を行い、がれき類・木屑・廃プラ・汚泥は、再生利用者へ処理委託をして リサイクルを促進している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度(令和6年度)実績】							単位:t
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	汚泥	廃プラスチック類	0.00	0.00	0.00
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
(これまでに実施した取組)								
②計画	【目標】							単位:t
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	汚泥	廃プラスチック類	0	0	0
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量							
(今後実施する予定の取組)								

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度(令和6年度)実績】							単位:t
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	汚泥	廃プラスチック類	0	0	0
	全処理委託量	761.55	7.44	3.10	0.16	0.00	0.00	0.00
	優良認定処理業者への処理委託量	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	再生利用業者への処理委託量	761.55	7.44	3.10	0.16	0.00	0.00	0.00
	認定熱回収業者への処理委託量	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
(これまでに実施した取組) 各現場で種類ごとに・がれき類・木屑・廃プラは分別を行い、再生利用業者へ処理委託をしてリサイクルを促進している。								

【目標】		単位:t						
		産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	汚泥	廃プラスチック類	0	0
②計画	全処理委託量	900	70	1	1			
	優良認定処理業者への処理委託量							
	再生利用者への処理委託量	900	70		1			
	認定熱回収業者への処理委託量			1				
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量							
(今後実施する予定の取組) 各現場で産業廃棄物の分別の徹底を行うことにより、搬出量を少なくする。								
※事務処理欄								